

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和2年度第1回みよし市都市計画審議会		
開催日時	令和2年6月8日（月曜日） 午前10時00分から午前10時40分まで		
開催場所	みよし市役所6階 601会議室		
出席者	(会長) 三宅 章介 (副会長) 宮崎 幸恵 (委員) 佐藤 雄哉、藤川 仁司、甲本 雅俊（豊田加茂建設事務所長代理）、 鰐部 兼道、岩田 信男、市川 剛、増岡 万里子 (事務局) 小野田市長、柴田都市建設部長、久野都市建設部次長、 舟橋都市計画課長、加藤主任主査、小野主任主査、本田主査		
次回開催予定日	令和2年11月		
問合せ先	都市建設部 都市計画課 担当者名 加藤 電話 0561-32-8021 ファクシミリ 0561-34-4429 メール toshi_k@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録全文 ・議事録要旨 	要約した理由	—
審議経過	<次第> 1 委嘱状交付 2 あいさつ 3 会長、副会長の選任について 4 審議事項 (1) 豊田都市計画用途地域の変更（郷浦地区）について (2) 豊田都市計画特別用途地区の変更（郷浦地区）について 5 報告事項 (1) みよし市まちづくり基本計画の改定について (2) 豊田都市計画（みよし市）の概要について (3) 今後のスケジュール（案）について (4) その他		

<p>会議録 開会 事務局</p>	<p>本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。会議開催に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症対策のため、委員の皆さまには、マスク着用とアルコール消毒をお願いさせていただきました。また、換気のため、会議中は窓を常時開放し、会議につきましても可能な限り短縮して進行させていただきましますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。なお、本日、豊田警察署の中尾委員より欠席の連絡をいただいておりますが、委員の2分の1以上の出席がありますので、審議会条例第6条第1項の規定により会議が成立していることを報告させていただきます。それでは、令和2年度第1回みよし市都市計画審議会を始めさせていただきます。</p>
<p>委嘱状交付</p>	<p>はじめに市長より委嘱状の交付をさせていただきます。委員の皆さまには、本年4月より、新しく2年の任期で、都市計画審議会の委員をお願いすることとなります。本来であれば委員お一人お一人に市長より委嘱状の交付をさせていただくべきところではございますが、代表として三宅委員に交付させていただきます。他の委員の皆さまにつきましては、机上交付とさせていただきます。それでは、三宅委員ご起立ください。</p> <p style="text-align: center;">《 委嘱状交付 》</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。次に市長よりあいさつを申し上げます。</p>
<p>市長あいさつ</p>	<p>皆さま、あらためましておはようございます。みよし市長の小野田賢治でございます。本日は大変お忙しい中、都市計画審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日は朝8時30分の前にもうすでに夏日ということでございます。マスクをつけるのも嫌になってくる季節になりますけれども、新型コロナウイルス感染症予防のためにご理解いただきたいと思っております。マスクで思い出します大きな課題といえますと、小中学生のマスクをどうしていくかということでございます。市としては、1クラスを28人以下にしていこうと対策を練っております。28人学級ですと1.5メートルの距離が確保できるということで進めております。マスクについては非常に頭を悩ませているところではありますが、涼しくてかつ性能を保つというマスクがなかなかないものですから市長部局と教育委員会の大きな課題となっております。この後、暑くなってくるので、子どもたちには、できるだけ環境の良いところで勉強をさせてあげたいと思っております。皆さま方におかれましては、日ごろは本市のまちづくりに大変なるご尽力をいただき重ねてお礼を申し上げます。ただいま、委嘱状の交付をさせていただきました。任期は、令和2年4月から令和4年3月までの2年間となっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。さて、本審議会は、皆さま方もご存じのとおり、用途地域や地区計画、また、道路や公園といった都市施設など、本市のまちづくりに関わる事項に関し、都市計画法に基づき都市計画決定を行う際に、市からの付議又は諮問に対してご審議いただくものでございます。今年度は、本日ご審議いただく予定としております郷浦地</p>

	<p>区の用途地域及び特別用途地区の変更のほか、第2回以降では東山地区の用途地域の変更などを議題として予定しております。委員の皆さまから、それぞれの専門分野でのご意見をいただきながら、より良いまちづくりに反映してまいりたいと思います。お手元には市長メッセージをお配りさせていただきました。市民の皆さまへのメッセージでございます。今回で5回目となります。一読していただければと思っています。今後とも、本市の都市計画につきまして、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。例年であれば、委員の皆さまにひとことごあいさつをいただき、また、事務局からもごあいさつ申し上げるところではございますが、時間の短縮のため、名簿でご確認をいただきたいと思います。</p>
会長、副会長の選任	<p>続きまして、会長及び副会長の選任に移ります。 みよし市都市計画審議会条例第5条第1項により、会長及び副会長を1名ずつ置くこととされていますので、会長及び副会長をお決めいただきたいと思います。なお、会長につきましては、学識経験者の方の中から選挙で選出することになっておりますが、指名推薦の方法を用いることもできます。会長に推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>三宅委員がこれまで会長を務めていただいている、経験も豊富でありますのでお願いできればと思いますがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ただいま、佐藤委員より三宅委員を推薦する旨のご発言がございました。委員の皆さまのご異議はございませんでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
事務局	<p>ご異議がないようですので、ご推薦をいただきました三宅委員に会長をお願いしたいと思います。それでは、三宅委員、会長席へお移りください。 それでは、三宅会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
会長あいさつ	<p>皆さま、おはようございます。お忙しい中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。任期が新しくなりまして、新しい委員の方もお見えになりまして、これから2年間、みよし市の、我々が住んでいく最も基本となるところを決めていくこととなりますので、よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。続きまして、みよし市都市計画審議会条例第5条第3項により、副会長は、委員の中から会長が指名することとなっております。三宅会長から副会長の指名をお願いいたします。</p>
三宅会長	<p>宮崎委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

三宅会長	<p>それでは、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>三宅会長よりご指名をいただきましたので、宮崎委員に副会長をお願いいたします。</p>
	<p>それでは、都市計画審議会に対しまして、市長より案件を付議させていただきます。</p>
	<p>《 付議 》</p>
	<p>市長につきましては、他に公務がございますので、ここで退席させていただきます。</p>
	<p>《 市長退席 》</p>
	<p>それでは審議に移りたいと思いますが、審議会条例第5条第4項の規定により、会長が会の進行をすることとなっておりますので、三宅会長よろしくお願いいたします。</p>
三宅会長	<p>本日、時間は予定として11時半までとしていますけれども、こういうご時世でございますので、できるだけ速やかに審議をしていきたいと思っておりますのでご協力よろしくお願いいたします。</p>
	<p>市長から付議された案件につきまして、皆さまお手元の次第に4の審議事項1の豊田都市計画用途地域の変更（郷浦地区）についてと2番目、豊田都市計画特別用途地区の変更（郷浦地区）についての2つがありまして、あと、報告事項が4点ほどございますけれども、まず、審議事項2点は関連していますので事務局からまとめてご説明お願いできますでしょうか。お願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、審議事項1、豊田都市計画用途地域の変更及び審議事項2、豊田都市計画特別用途地区の変更について、併せてご説明いたします。説明に入ります前に、都市計画の変更手続きにおけます、都市計画法第17条の縦覧結果についてご報告させていただきます。都市計画法第17条では、都市計画を定める場合には、あらかじめ都市計画の案を2週間、公衆の縦覧に供することが義務付けられておりまして、対象者を問わず、広く意見を求める手続きとなっております。今回の案件に関しまして、まず、用途地域の変更につきまして、令和2年4月10日から4月24日までの2週間縦覧を実施いたしました。縦覧者名簿への記載はなく、また意見書の提出もございませんでした。次に、特別用途地区の変更についても、同じく令和2年4月10日から4月24日まで2週間縦覧を実施いたしました。こちらの案件につきましても、縦覧者名簿への記載はなく、意見書の提出もございませんでした。以上、縦覧結果のご報告といたします。</p>
	<p>それでは、あらためまして、内容の説明に移ります。今回、都市計画の変更を予定している郷浦地区の位置ですが、資料の3ページをご覧ください。みよし市のほぼ中央、三好池の北側で県道豊田東郷線の沿道に位置する区域でござ</p>

	<p>います。赤色の線で囲まれた区域です。資料5ページに拡大図及び変更前後の対照図がございますのでそちらをご覧ください。現在、この地区は、図の左側にありますように、全域が工業専用地域に指定されています。今回、地区の南東部分、約0,7ヘクタールを工業地域に変更いたします。今回の都市計画変更につきましては、対象区域の将来の土地利用計画及び土地利用の現況を総合的に勘案いたしまして、適切な用途地域を定めるため行うものであります。変更する区域の現況といたしましては、周辺のように工場の敷地として利用されておらず、駐車場や住宅として利用されている状況となっております。近年、この地区を利用している方から、寄宿舍等の住居系の土地利用を図りたい旨の要望が高まっております。用途地域が工業専用地域のままでは用途が制限されておりまして、土地の有効利用ができない状態で行ってまいりました。市といたしましては、現況の土地利用に見合ったかたちで用途の適正化を図り、また、将来の土地利用計画に対応するため、愛知県等関係者と協議を重ね、用途地域を工業専用地域から工業地域に変更することといたしました。</p> <p>次に、資料10ページをご覧ください。今回の用途地域の変更に併せまして、同地区に特別工業地区を指定いたします。資料10ページは用途地域の新旧対照図に特別工業地区の凡例を追加したものでございます。特別用途地区を指定する区域を赤色の斜線で表示しています。特別工業地区は都市計画法に定めます特別用途地区の類型のひとつであり、用途地域内の一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るために、用途地域と併用して指定するものでございます。今回は、用途地域を工業専用地域から工業地域に変更することで、用途制限が緩和され、建築することのできる建築物の範囲が広がることから、現況の土地利用が急激に悪化しないように現況の土地利用に支障を及ぼすおそれがある建築物等について制限を強化することを目的として特別工業地区を指定いたします。特別工業地区に指定された地区においては、みよし市特別工業地区建築条例が適用され、条例に掲げる建築物等が制限されることとなります。条例改正につきましては、都市計画決定後、直近の市議会に上程する予定でございます。今回の地区における制限の内容でございますが、具体的には、一定規模以上の畜舎、火薬類の製造等危険物を取り扱うものとして準工業地域内に建築してはならない建築物、ボーリング場やスケート場等の運動施設、マージャン屋やパチンコ屋等の遊興施設、レディミクストコンクリートの製造を営む工場、土砂の洗浄を営む工場が制限される建築物となります。</p> <p>最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。資料6ページをご覧ください。本日の都市計画審議会を経たのち、愛知県との協議を行いまして、協議の回答が得られ次第、用途地域と特別工業地区の変更を同時に都市計画決定することを予定しています。</p> <p>以上、審議事項1及び審議事項2の説明とさせていただきます。</p> <p>三宅会長 ありがとうございます。それでは、ご意見等ございましたらいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p> <p>市川委員 郷浦地区の用途変更等ということで説明がありましたけれども、皆さん現地</p>
--	---

	<p>は知っておられる方も知らない方もおられると思いますので、面的な部分、線的な部分含めまして、こういう計画をする場合は現地の視察というものが必要で、今後、東山地区や愛大跡地も案件として出てくるということですので現地視察が必要だと思っています。</p>
三宅会長	<p>ありがとうございます。これまでも必要に応じて行ってはいますが、今回はコロナの関係もございますので、今後はできるだけそのようにしていきたいと思えます。</p>
佐藤委員	<p>特別用途地区についてですが、7ページの資料を拝見すると、工業専用地域の特別工業地区のところにもともと入っていたけれども、一番下の工業地域に変えるということでしょうかという確認がひとつと、変わったのであれば内容としてどのように変わったのかが教えていただきたいです。変わっていなければ問題ありませんが。</p>
事務局	<p>今回用途変更するももとの工業専用地域には特別工業地区はかかっていませんでした。今回、用途を緩和して、工業地域に用途を変更する中で特別工業地区を指定するというものであります。</p>
佐藤委員	<p>用途を緩和するので、上乘せして制限をかけるということですね。</p>
三宅会長	<p>具体的に、この地区で何か建てたいとかそういうものはありますでしょうか。</p>
事務局	<p>寄宿舎等というお話も聞いてはおりますけれども、それ以外につきましては、現況、駐車場ですとか住宅として利用されていますので、急激に変わるということはないものと考えています。</p>
藤川委員	<p>寄宿舎を作りたいという前提があるようにも聞こえましたが、昨年行われた12月19日の説明会のときにどういったご意見があったのか教えていただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>説明会にご出席いただいた方からは、どういった経緯で変更するのかというご質問をいただきました。寄宿舎等というお話もございますけれども、現状で住宅として利用されている方もおられまして、今後の土地利用ということも考えた中で、工業専用地域のままでは建築等に制限もございまして、そういった方へも対応していかなければいけないということもありまして、愛知県とも協議させていただいた中で、今回の用途の変更に至ったということをご説明させていただきました。</p>
藤川委員	<p>その方は納得されましたか。</p>
事務局	<p>特段ご意見といったものもありませんでしたので、ご納得いただいたものと考えています。</p>

宮崎委員	工業専用地域であるのに住宅が建っていたというのはどういう経緯なのでしょう。線引きの前の段階から建っていたということでしょうか。
事務局	古い話にはなってしまいますが、もともと工業地域でありまして、その後に工業専用地域に用途変更をしています。もともと建てられる用途であったところを工業専用地域に変更したという経緯がございます。
宮崎委員	難しいところですね。ただ、そういう意見が多いから用途を変更するというよりは、全体的にどうしていくかという視点で変更していくことが大事かなと思います。あと、寄宿舎は住宅とは違うものにはなるけれども、人が住むということであるので、環境面からいうと、現状に応じてというのはやむを得ない部分はあると思うけれども、もう少し全体的にというのが今後の課題かなと思います。
甲本代理	非常にいびつな格好に見えまして、先ほどの寄宿舎の理由は何となくわかりまして、住宅の理由も何となくわかりましたが、その他の部分を今回変えるというのはなぜでしょうか。本来、工業専用地域ということなので、できる限りコンパクトに、変えるなら理由があるところだけかなと思いますけれども、それ以外のところも変えているように見えますが、そうではないでしょうか。
事務局	基本的には、工場の建っていないところの用途を緩和するような形で今回のお話をさせていただいております。もともと工場が建っているところも、可能であれば、同じように工業地域に変更するという考え方でこの地区の工場の方にお話をさせていただきましたが、工業地域への変更はご理解が得られませんでしたのでこの区域に定まったということでもあります。
甲本代理	このエリアで他に駐車場だけのところはないと考えてよろしいでしょうか。
事務局	工場の敷地は除いているということです。
三宅会長	その他ございませんか。鰐部委員どうでしょうか。
鰐部委員	特段、問題ないと思います。
三宅会長	増岡委員はいかがでしょう。
増岡委員	変更する地区は、ほとんどが駐車場ということは知っていますが、将来的に工場を制限していくというのはいいのではないかなと思います。
三宅会長	よろしいでしょうか。 それでは市長から付議されました審議事項につきまして、まず、豊田都市計画用途地域の変更（郷浦地区）について、原案どおりでよろしいでしょうか。原案どおりで賛成の方は挙手をしていただけますでしょうか。

委員	<p>《 全委員挙手 》</p>
三宅会長	<p>ありがとうございます。全員のご賛成で原案どおり可決いたしました。</p> <p>2番目の豊田都市計画特別用途地区の変更（郷浦地区）について、こちらも原案どおりでよろしいでしょうか。原案どおりで賛成の方は挙手をさせていただきますでしょうか。</p>
委員	<p>《 全委員挙手 》</p>
三宅会長	<p>ありがとうございます。全員のご賛成で原案どおり可決いたしました。</p> <p>委員の皆さまご審議ありがとうございました。</p> <p>続いて、報告事項がありますので事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご審議ありがとうございました。答申案の準備をさせていただく間に報告事項といたしまして事務局よりご説明させていただきます。</p> <p>まず、報告事項1、みよし市まちづくり基本計画の改定についてご説明いたします。まちづくり基本計画は、本市の都市計画に関する基本的な方針、いわゆる都市計画マスタープランとして位置付けられるもので、市の都市計画はこの基本計画に基づき実施していくこととなります。平成31年4月に市の最上位計画である第2次みよし市総合計画が策定されました。新しい総合計画では、市の将来像として、「みんなで育む 笑顔輝く ずっと住みたいまち」を掲げ、まちづくりを進めていくこととしています。その目指す将来像の実現に寄与することを目的として、まちづくり基本計画も総合計画に即した内容へ改定することとし、平成30年から改定作業に取り掛かり、令和2年4月に公表いたしました。基本的な構成に変更はありませんが、市街化区域の拡大を検討する新市街地検討ゾーンの位置付けを新しく追加したり、災害に強いまちづくりを推進するため都市防災の方針を追加するなどしています。本日皆さまに新しい基本計画をお配りしていますのでご一読いただければと思います。報告事項1の説明は以上です。</p> <p>つづきまして、報告事項2、豊田都市計画（みよし市）の概要についてご説明いたします。時間の都合もございますので、抜粋してのご説明とさせていただきます。資料は、豊田都市計画（みよし市）の概要と書かれた資料となります。まず、資料の3ページをご覧ください。区域区分についてのページとなります。みよし市では、昭和45年11月の当初線引き以降、主に市街化区域を拡大する区域区分の変更を実施してきました。直近では、令和2年3月に福田池下地区、約10.7ヘクタールを市街化区域に編入し、現在の市街化区域の面積は約1,087ヘクタールとなっています。みよし市の市域全域に占める割合は約34%となりました。続きまして、4ページをご覧ください。地域地区、用途地域についてのページとなります。区域区分の変更に伴いまして市街化区域に編入した福田池下地区に工業専用地域の用途地域を指定いたしました。この変更により工業専用地域の面積は約255ヘクタールとなりました。続きまして10ページ及び11ページをご覧ください。地区計画についてのペ</p>

	<p>ージとなります。11ページをご覧いただきまして、昨年度は、2つの地区の地区計画の都市計画決定を行いました。蒔生山田地区を令和2年1月に、福田池下地区を令和2年3月にそれぞれ都市計画決定しています。こちらの面積は地区整備計画を定めた地区の面積を表示しています。最後に12ページをご覧ください。12ページからは都市施設のページとなります。道路、公園、下水道など都市施設につきまして、毎年度、着実に整備を進めています。昨年度から変更のあった箇所には下線を付してありますので後ほどご確認いただければと思います。簡単ではございますが、本市の都市計画の状況についてご説明いたしました。以上で、報告事項2の説明を終わります。</p> <p>最後に報告事項3、今後のスケジュールについてご説明いたします。資料はお配りした資料の最後、A3の資料となります。審議会は、例年、会議を年4回、加えて、近隣の先進自治体への視察研修を年1回開催しています。3の都市計画決定等の欄をご覧ください。今年度予定している都市計画案件といたしましては、本日審議会に諮りました、郷浦地区にかかるもののほか、愛知大学跡地地区計画の名称変更と東山地区の用途地域の変更の2件の都市計画決定を予定しています。愛知大学跡地地区計画にかかる変更につきましては11月頃、東山地区の用途地域の変更につきましては2月頃に開催する審議会に諮る予定となっておりますのでよろしくお願いたします。例年、8月に開催いたします審議会につきまして、予定している案件が今のところございません。例年ですと、今年度予定している案件の進捗状況等のご報告や現地視察を行っておりますけれども、新型コロナウイルスにかかる昨今の状況もございますので、開催の有無を含めまして、後日ご連絡させていただきたいと思っております。また、視察研修につきましては、例年10月から11月頃に開催しています。表の下にこれまでの視察先の一覧を掲載しています。今年度は、三重県いなべ市への視察研修を予定していますが、最近まで新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県をまたぐ移動について自粛が要請されていたところでありました。各都道府県によって対応が異なることもございますので、こちらにつきましても視察先や今後の状況を確認しながら、実施の可否を検討してまいりたいと思っておりますのでご了承いただきたいと思っております。いなべ市は、地域再生計画を策定し、地方創生交付金を活用し、市民参加型の地域活性化型プロジェクト「グリーン・クリエイティブ・いなべ」の推進を図り、観光、農業、商業などのさまざまな振興事業を組み合わせたまちづくり事業を推進しています。昨年5月には新庁舎が完成し、隣接地には、にぎわいの森と呼ばれる店舗や農園も含まれる複合施設がオープンしています。官民連携のまちづくりの先進的な事例として非常に参考になるものと考えていますので、開催の折には、ぜひご参加いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、報告事項の説明を終わります。</p>
三宅会長	<p>ありがとうございます。報告事項につきましてご意見ございませんでしょうか。</p>
事務局	<p>答申案の準備が整いましたのでお配りさせていただきます。</p>

三宅会長	皆さま答申案についてご確認ください。よろしいでしょうか。
事務局	<p>それでは、三宅会長から市長へ答申をお願いいたします。</p> <p>《 答申 》</p>
事務局	ありがとうございます。それでは市長よりひとことお願いいたします。
市長あいさつ	<p>本日はありがとうございました。付議事項につきまして慎重なるご審議のうえ、答申をまとめていただきまして誠にありがとうございます。審議会の中でいただいた貴重なご意見、ご提言は本市の都市計画行政の推進に向け、大いに参考にさせていただきたいと思っております。今後とも本審議会の運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。会議全体を通しまして何かご不明な点はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>次回の審議会についてですが、例年ですと第2回として8月頃に開催を予定しておりますが、先ほどのスケジュールにてご説明いたしましたとおり、今のところ都市計画決定を予定している案件がありませんので、開催の有無を含めまして改めてご連絡させていただきます。</p> <p>以上をもちまして、令和2年度第1回みよし市都市計画審議会を閉会いたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>